

# **鳥取県薬物濫用対策推進計画 (第2期)**

**～薬物乱用のない社会づくりのために～**

**平成31年3月**

**鳥 取 県**

**鳥取県薬物乱用対策推進本部**

## 目 次

はじめに	· · · 1
1. 基本的な考え方	· · · 2
2. 鳥取県のおかれた現状等	· · · 2
3. 各主体の具体的取組	· · · 4
<b>大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進</b>	· · · 4
<b>プラン 1：青少年を薬物の誘惑から守ります</b>	· · · 4
<b>アクション 1</b> : 青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校 での教育の充実を図ります	
<b>アクション 2</b> : 保護者や地域住民に対しての普及啓発を推進します	
<b>アクション 3</b> : 青少年を有害情報から守ります	
<b>プラン 2：地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します</b>	· · · 5
<b>アクション 4</b> : 各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、 多くの人に啓発活動を行います	
<b>プラン 3：普及啓発のための支援を充実します</b>	· · · 6
<b>アクション 5</b> : 普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します	
<b>アクション 6</b> : 啓発用資材の充実を図ります	
<b>アクション 7</b> : 地域の主体的な啓発活動を支援します	
<b>大目標 2 監視、指導及び取締りの強化</b>	· · · 7
<b>プラン 4：多様な手法を用いた取締りを実施します</b>	· · · 7
<b>アクション 8</b> : 関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者 の取締りを強化します	
<b>アクション 9</b> : インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します	
<b>アクション 10</b> : 大麻・けしを排除します	
<b>アクション 11</b> : 危険ドラッグ等の流通等の把握と規制、取締り強化を行 ます	
<b>アクション 12</b> : 違法薬物の検査体制を整備します	
<b>プラン 5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します</b>	· · · 8

**アクション 13** : 関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します

**大目標 3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実** ··· 9

**プラン 6** : 相談体制を充実します ··· 9

**アクション 14** : 相談に対して的確に対応します

**アクション 15** : 相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します

**アクション 16** : 相談業務に携わる人材の育成を推進します

**プラン 7** : 相談者の状況に応じた支援を実施します ··· 10

**アクション 17** : 薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

**プラン 8** : 関係機関が連携し回復を支援します ··· 10

**アクション 18** : 地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します

**アクション 19** : 薬物を止めようと努力する人に対し、関係機関が連携して再乱用防止に向け指導・助言を行います

**鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱** ··· 11

## はじめに

平成23年秋頃から国内で急速に乱用が拡大した合法ハーブ、脱法ドラッグ等と称する有害薬物（現在の呼称は「危険ドラッグ」）への対策として、本県では、平成25年3月に「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、県独自の規制に乗り出すとともに、薬物の乱用の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を平成26年3月に策定し、各関係機関が連携・協力して薬物乱用のない社会づくりに取り組んできたところです。

平成26年度には、全国的に危険ドラッグを原因とする重大な事件・事故が続発し、大きな社会問題となる中、本県内でも危険ドラッグにからむ事件・事故が発生しました。このため、本県では、平成26年10月に上記の条例を改正し、全国に先駆けて、法律で規制している薬物以外の有害薬物を「危険薬物」と定義し、製造、販売、使用等を全面的に禁止し、規制を強化しました。

その後、法律での規制や関係機関の徹底した取締り、他の自治体での条例による規制の拡大等により、全国の危険ドラッグの販売店舗はなくなりましたが、未だにインターネット等による販売は根絶できていません。

また、危険ドラッグが下火になる一方、近年、若年者の大麻の乱用拡大が憂慮すべき事態となっており、平成26年以降、全国の大麻事犯の検挙者数は増加の一途をたどっており、本県でも大麻に関する事件が散発しています。

中学生や高校生の大麻所持等による逮捕の報道も決して珍しくない状況となる中、若年者に対して、大麻の有害性を正しく伝え、より一層の注意喚起を行っていくことが必要です。

社会情勢の変化、乱用薬物の種類や形態の多様化がめまぐるしく進む中、このたび、関係機関や県民の意見を踏まえて、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」（第2期）を策定し、今後5年間の薬物の乱用の防止に関する施策の方向性、取組を明らかにし、教育機関、取締機関等の各関係機関と連携・協力を図り、総合的に推進していきます。

## 1. 基本的な考え方

### 【計画の位置付け】

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

### 【計画の構成】

- (1) 「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条第2項各号をもとに大項目を設定し、大項目ごとに具体的プランを設定する。
- (2) 具体的プランには各実施機関が取り組むアクションを記載し、各アクションに関する具体的対策を記載する。
- (3) 大項目
  - ① 県民への教育、学習及び啓発活動の推進
  - ② 監視、指導及び取締りの強化
  - ③ 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

### 【計画期間】

5年間（2019年4月～2024年3月）

### 【計画の推進体制】

「鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱」により設置する次の会議により、本計画の進捗状況の定期的な確認・評価を行うとともに、新たな課題への対応等について協議し、本計画の推進を図る。

- (1) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議  
民間の薬物乱用防止活動団体の代表者、学識経験者等で構成し、薬物乱用対策の総合的な施策を推進する。
- (2) 鳥取県薬物乱用対策推進本部実務者会議  
本会議の構成員は、本計画の個別アクションを所掌・推進する関係機関の職員であり、推進主体として取り組むとともに、本会議において情報交換・連絡調整を行い、(1)の本部会議への必要な情報提供等を行う。

## 2. 鳥取県のおかれた現状等

### (1) 國際的な動向

（「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月国薬物乱用対策推進会議決定）より抜粋・一部改変）

日本で乱用される薬物は、そのほとんどが海外から密輸されるものである。

海外で乱用が拡大していた濃縮大麻である大麻ワックスや大麻リキッド等は瞬く間に日本にも流入し、その乱用拡大が懸念されている。さらに、海外での嗜好用大麻の合法化の動きは、インターネット等を通じた大麻に関する誤った情報の拡散があおりかねない。

また、米国では、平成28年に医療用麻薬（オピオイド系麻薬フェンタニル）

を含む違法薬物の過剰摂取で少なくとも約6万4千人が死亡する事態が発生している。フェンタニルは日本でも医療用麻薬として流通している物質であり、現時点では、日本国内での乱用はほとんど見られないものの、今後の動静に注視が必要とされている。

## (2) 国内の動向

(「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(平成30年8月国薬物乱用対策推進会議決定)より抜粋・一部改変)

近年のスマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境となったことで、匿名性の高い薬物密売が行われるなど密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行している。

### <覚醒剤>

覚醒剤事犯の検挙人員は、平成25年以降、若干減少傾向にあるものの、平成29年においても依然として1万人を超える数値で推移している。大型の密輸事犯の摘発が相次ぎ、平成28年と平成29年の覚醒剤押収量が1トンを超える等、覚醒剤需要は未だ根強い。覚醒剤事犯検挙人員に占める再犯者率の上昇も懸念されており、平成29年には65.5%と過去最高値を記録している。

### <大麻>

大麻事犯については、平成25年の検挙人員は1,616人であったが、平成29年には3,218人が検挙され、そのうち約半数が青少年であり、大麻の乱用の裾野が拡大している。

### <危険ドラッグ>

平成27年に1,000人を超えた危険ドラッグ事犯の検挙人員は、平成29年においては726人と減少傾向にあるものの、インターネットを通じた密売等、密売ルートの巧妙化や潜在化が進んでいる。

### <麻薬・向精神薬>

検挙人員の大きな増減は見られないものの、睡眠導入剤等として医療用途で流通している向精神薬に関しては、乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。

## (3) 県内の動向

### <薬物事犯の検挙状況>

県内の薬物事犯の検挙者数(鳥取県警察分)は、下表のとおりであり、年によって増減があるが、平成29年は、過去10年間で最も検挙者が少なかった。

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総数(人数)	42	45	26	32	30	32	31	34	25	20
内訳	覚醒剤 (うち少年)	26	35 (1)	23	23	25	24	23 (1)	21	21
	大麻 (うち少年)	13 (1)	10	3	9 (1)	5	7	7	12	4
	麻薬	3					1	1	1	

※少年は20歳未満

### <薬物乱用防止教室の開催状況>

中学校での開催率は、年々向上し、平成29年度は8割を超えてい。

また、高校では、全校での開催までもう一歩というところであるが、県立高校では、近年、100%を達成している。

引き続き、中学校・高校での100%開催が達成されるよう、関係機関の協力の下、推進していくことが重要である。

また、小学校での開催（特に高学年を対象とする）も、引き続き推進していくことが望ましい。

鳥取県全体 (%)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	62.2 (61.9)	66.7 (66.4)	70.5 (70.2)	66.9 (66.7)	68.3 (68.0)
中学校	56.5 (57.6)	68.3 (71.2)	72.1 (73.7)	77.0 (78.9)	80.3 (82.5)
高校	82.8 (90.9)	90.0 (100)	86.7 (100)	86.7 (100)	90.0 (100)

※（ ）内は公立学校分

### 3. 各主体の具体的取組

（注）各主体のうち医療・保険課及び障がい福祉課は各総合事務所福祉保健局で行う取組を含む。

#### 大目標 1. 県民への教育、学習及び啓発活動の推進

##### プラン1：青少年を薬物の誘惑から守ります

**アクション1** : 青少年自らが薬物乱用防止の意識を持てるよう、学校での教育の充実を図ります

- 薬物乱用防止指導員、学校薬剤師、警察職員等の協力により、中・高等学校での薬物乱用防止教室を計画的に開催するとともに、小学校や大学での開催にも努めます。

【中国四国厚生局麻薬取締部、医療・保険課、体育保健課、小中学校課、高等学校課、少年課、組織犯罪対策課、鳥取市保健所】

目標：中・高等学校での薬物乱用防止教室をすべての学校で年に1回程度開催します。

- 学校、大学等での薬物乱用防止教室等の開催にあたり、民間の薬物依存症回復施設と連携して、講師派遣等の支援を行います。

【医療・保険課】

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の薬物乱用防止教育担当教職員、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等を対象に、「薬物乱用防止教育研修会」を開催し、教職員等の指導力の向上や効果的な防止教育の推進を図ります。

【体育保健課】

**アクション2** : 保護者や地域住民に対しての普及啓発を推進します

- 鳥取県PTA協議会及び鳥取県高等学校PTA連合会が主催する研修会等を活用し、薬物乱用防止について取り組むよう働きかけます。

【小中学校課】

- 薬物乱用防止意識の高揚を図るため、薬物乱用防止指導員協議会や地域安全運動等を通じて地域住民に対する啓発活動を行います。

【医療・保険課、少年課、組織犯罪対策課、鳥取市保健所】

**アクション3** : 青少年を有害情報から守ります

- 薬物の販売等の有害情報から青少年を守るため、青少年が使用する携帯電話・スマートフォンのフィルタリングサービスの普及を推進するため、街頭広報活動、学校等における講習等の啓発活動を行います。

【少年課、組織犯罪対策課、青少年・家庭課】

- 薬物乱用を誘発する図書類は、青少年への販売等を自主的に規制していただき、中でも著しく薬物乱用を誘発するものは県が有害指定し、青少年への販売等を禁止します。

【青少年・家庭課】

- インターネット利用に関する学習教材の作成・配布や保護者向け研修会への講師派遣等を通じて、児童生徒や保護者に対して、インターネットの適正な利用や有害情報につながる危険性についての啓発を進めます。

【社会教育課】

**プラン2: 地域社会全体の薬物乱用防止意識を醸成します**

**アクション4** : 各種運動、キャンペーン、講演会、広報活動等により、多くの人に啓発活動を行います

- 関係機関や薬物乱用防止指導員協議会等ボランティア団体と協力し、薬物乱用防止啓発の各種運動（「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動など）やキャンペーン等を実施するとともに、学校等とも連携した普及推進のための講演会等を開催します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、医療・保険課、少年課、組織犯罪対策課、保護観察所、鳥取市保健所】
- 新聞、T V、ラジオ、ポスター、リーフレットなど多様な媒体による広報・啓発活動を実施します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、医療・保険課、少年課、組織犯罪対策課、鳥取市保健所】
- 青少年育成鳥取県民会議及び各市町村民会議と連携して、薬物乱用防止の啓発活動を実施します。  
【青少年・家庭課】

### プラン3：普及啓発のための支援を充実します

#### **アクション5** : 普及啓発を担う人材の育成と活用を推進します

- 薬物乱用防止指導員を対象に知識習得などのための研修会を実施します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、医療・保険課、鳥取市保健所】

#### **アクション6** : 啓発用資材の充実を図ります

- DVD、紙しばい等の啓発用資材の充実を図ります。  
【医療・保険課】
- 関係機関が啓発用資材について情報共有し効果的に活用します。  
【医療・保険課】

#### **アクション7** : 地域の主体的な啓発活動を支援します

- 薬物乱用防止に取り組む団体等に対して、後援、啓発用資材の提供・貸し出しなどによりその活動を支援します。  
【医療・保険課、鳥取市保健所】

- 地域で積極的に薬物乱用防止に取り組む団体・個人等へ、その功績に対して表彰を行います。

【医療・保険課】

## 大目標2 監視、指導及び取締りの強化

### プラン4：多様な手法を用いた取締りを実施します

**アクション8** : 関係機関の連携等により、薬物密売組織、末端乱用者の取締りを強化します

- 関係機関による会議等を通じて連携強化を推進します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課、海上保安部、神戸税関境税關支署】
- 薬物の供給源である密売組織、末端乱用者の取締りを徹底します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、組織犯罪対策課】
- 水際における薬物密輸入事犯の取締りを推進します。  
【境海上保安部、神戸税関境税關支署】

**アクション9** : インターネット等を利用した密売等の摘発を強化します

- インターネット等を利用した薬物密売情報の把握に努め、各種法令を活用して取締りを強化します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課】

**アクション10** : 大麻・けしを排除します

- 鳥取県では一切の大麻、けし（植えてもよい品種を除く）の栽培を認めません。  
【医療・保険課】
- 地域をパトロールし、不正な大麻やけしを発見、除去を行うとともに、土地の管理者へ周知・指導を行います。  
【医療・保険課、鳥取市保健所】

**アクション11**：危険ドラッグ等の流通等の把握と規制、取締り強化を行います

- 医療機関などの協力により、危険ドラッグ等の使用者や家族からの情報等の入手に努め、連携して販売先等に対する検査・取締りなど必要な対応をとります。

【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部】

- 危険ドラッグ等の販売実態の把握に努め、監視・指導を強化します。  
【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課】

- 関係機関からの情報に基づき連携して速やかな調査を行うとともに、定期的に輸入雑貨店・ハーブ店等の訪問指導・調査を行います。

【医療・保険課、中国四国厚生局麻薬取締部、組織犯罪対策課】

**アクション12**：違法薬物の検査体制を整備します

- 関西広域連合と連携し試買、収去情報や検査結果の共有を行うなど、関西広域連合での広域的対応を推進します。

【医療・保険課、衛生環境研究所】

- 違法薬物に関する検査技術研修への積極的な参加や国立医薬品食品衛生研究所の「違法ドラッグデータ閲覧システム」の活用等により検査体制を整備します。

【医療・保険課、衛生環境研究所】

**プラン5：正規流通医薬品等の乱用防止に向けた指導を徹底します**

**アクション13**：関係機関が連携して、医療機関等に計画的に立入検査を実施し、監視指導を徹底します

- 医療機関、薬局などに対して、麻薬・向精神薬等の管理保管の徹底や記録の整備などの状況を確認するため、必要に応じて立ち入り検査を実施します。

【中国四国厚生局麻薬取締部、医療・保険課】

- 医療機関、薬局などを対象に、麻薬・向精神薬等の適正な取扱いを周知・徹底するための研修会の開催、啓発資料の配布等を実施します。

【医療・保険課】

- 保険者や医療機関の協力により、向精神薬等の過剰服用、転用を目的とした不適切な受診に対して指導を行います。

【医療・保険課】

### **大目標3 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実**

#### **プラン6：相談体制を充実します**

##### **アクション14：相談に対して的確に対応します**

- 保健所、精神保健福祉センター、薬物依存症支援拠点機関、警察本部薬物110番などの相談窓口において、本人、家族等からの相談に対して生命・身体への危険性の有無等、相談の内容に応じ、医療機関の受診や薬物依存回復施設を紹介するなど適切な対応を図るとともに関係機関の連携を強化します。

【中国四国厚生局麻薬取締部、障がい福祉課、医療・保険課、組織犯罪対策課、鳥取市保健所】

##### **アクション15：相談窓口のサービス内容をわかりやすく情報提供します**

- 相談窓口及びサービス内容の情報をホームページやリーフレット等の各種広報媒体への掲載やイベント等での広報により相談窓口に関する情報の周知に努めます。

【中国四国厚生局麻薬取締部、医療・保険課】

##### **アクション16：相談業務に携わる人材の育成を推進します**

- 精神保健福祉センターにおいて、医師、保健師、福祉及び心理の専門職員等、相談に応じる職員に対し、薬物依存症に関する研修を実施します。

【障がい福祉課】

- 保健所においても県民及び精神保健福祉にかかる関係機関の職員等を対象に講演会等を実施します。

【障がい福祉課、鳥取市保健所】

## プラン7：相談者の状況に応じた支援を実施します

### アクション17：薬物依存症からの回復に向けたプログラムを提供します

- 家族に対する教育プログラム（家族教室）を実施し、医師や看護師による薬物依存症についての講義を開催します。  
【障がい福祉課】
- 同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う自助活動や、家族同士が悩みを話し合う集会等を行うことによって回復を支援している民間の相談機関があります。こうした相談機関に関する情報を、本人・家族の状況等を踏まえて必要に応じて提供します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、障がい福祉課】

## プラン8：関係機関が連携し回復を支援します

### アクション18：地域の一次相談窓口と専門相談機関との連携を充実します

- 精神保健福祉センターや少年サポートセンター等の専門相談機関が連携することにより、薬物乱用者等への支援の充実を図ります。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、障がい福祉課、少年課、組織犯罪対策課】

### アクション19：薬物を止めようと努力する人に対し、関係機関が連携して再乱用防止に向け指導・助言を行います

- 保健所、精神保健福祉センター等において、本人、家族等からの相談に対して、医療機関等と連携して対応します。  
【障がい福祉課、保護観察所、少年鑑別所】
- 本人又は家族等からの薬物再乱用防止に関する相談に対し、的確な情報提供を行うなど、関係機関と連携して対応します。  
【中国四国厚生局麻薬取締部、鳥取地方検察庁、組織犯罪対策課、保護観察所、少年鑑別所、鳥取市保健所】

## 鳥取県薬物乱用対策推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 鳥取県における麻薬、覚せい剤等の乱用対策について、本県の現状、課題、対策について協議するとともに関係諸機関の意見を聞き総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、鳥取県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に挙げるとおりとする。

- (1) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）に基づく麻薬、覚せい剤等の乱用対策の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関し、関係機関の実務者との情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他、麻薬、覚せい剤等の乱用対策について、必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 本部は、委員10人以内で組織し、薬物乱用防止活動関係者、学識経験者等から知事が任命する。

- 2 本部に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 会議は、会長と協議の上、福祉保健部長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて第5条に定める鳥取県薬物乱用対策推進本部実務者会議（以下「実務者会議」という。）委員及び関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 第2項の規定による求めに対し委員は職務上支障がある場合は出席・説明・意見聴取及び資料の提出を拒むことができる。

### (実務者会議)

第5条 本部の運営にあたり必要な情報提供を行うため及び実務者会議構成員による情報交換・連絡調整を行うために 次に掲げる者による実務者会議を福祉保健部長が委嘱し組織する。

- (1) 県の職員
- (2) 国の関係機関の職員
- (3) その他、福祉保健部長が適当と認める者

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉保健部健康医療局医療・保険課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、福祉保健部長と協議のうえ会長が別に定める。

附 則 この要綱は昭和50年2月24日から適用する。

附 則 この要綱は平成6年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は平成12年9月13日から適用する。

附 則 この要綱は平成19年5月24日から適用する。

附 則 1 この要綱は平成25年8月28日から適用する。

2 この要綱施行の際に現に委員である者及びこの要綱施行後現に委員である者の残任期中に新たに委員に委嘱する者の任期は、第3条第6項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則 この要綱は平成25年10月11日から適用する。

附 則 この要綱は平成25年11月29日から適用する。

附 則 この要綱は平成31年1月30日から適用する。

